

高石市教育委員会定例会会議録

(令和3年2月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和3年2月10日 午後3時00分
閉 会	令和3年2月10日 午後3時37分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教育総務課長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 菅 原 庸 晴 学校教育課 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こども家庭課長 : 家 村 美 雪 子育て支援課長 : 小 林 弘 典 教育総務課主事 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育部次長	<p>議案第1号高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。</p> <p>学校給食費については、令和2年度公会計化において、1食当たりの額を基準に年額を定めていました。このたび公務支援システムの導入により、児童生徒の実施回数を個別に把握することが可能となったことから、これまでの基準額を変更することなく、月ごとに学校給食の実施回数に応じた給食費の徴収とするため、規定に定める額を1食当たりの額に切替えるものです。保護者の皆様により適切な学校給食の算定となりますよう、令和3年4月からの実施に向けて規則の改正を行うものです。</p> <p>主な改正点としまして、4ページの第5条の表の新旧対照表にですけれども、これまで給食費の額を年額で定めていたところを1食当たりの額に表を変えること、次に、5ページの第7条で、月ごとの実施回数にて学校給食費を算定すること、次に、第8条については、給食</p>
-------	--

	<p>費の減額の考え方を改正後の規則ではアレルギー等の除去食のみを減額の対象としており、実施回数を減らす要因となる項目は、改正後の第9条で、学校給食の中止の条文により、各個別の事由とか、学校全体で給食の実施又は提供がなくなった場合の対応をする形の規定にしています。</p> <p>また、その他では、学校給食の中止の申出ということで、各個別の給食の数を減らすかどうかは、第11条による届出が必要ですが、今まで5日以上前から必要であった条件を3日以上前に短縮していること等となっています。</p> <p>なお、施行期日は、令和3年4月1日としています。</p>
西中委員	<p>今お話を聞いてよく分かったのですが、改正することによって、いろいろ保護者の利便性とか経済的な負担とかは全く変わらない、あるいはむしろよくなると捉えてよろしいですか。</p>
教育部次長	<p>これまで年額で定めていましたけれども、使われていた基準額、それを基に今回1食当たりの額としたところですので、年間の給食費については変わらないと考えています。</p> <p>また、この改正により、月々の食べた回数による支払いになってきますので、適正な学校給食費の納付になると考えています。</p>
吉村委員	<p>アレルギー減額の件ですけれども、どういう食材について減額するのかを教えてくださいませんか。むしろ準備するほうにしてはコストがかかるような気もするんですが、どうなんでしょうか。</p>
教育部次長	<p>今現在、アレルギーに基づきます除去食については、牛乳を除去するという場合に限っていますので、給食全部を食べるか、牛乳抜きのもを食べるか、その2通りになります。</p>
採決	可決

・ 議案第2号 令和2年度末及び令和3年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について

教育総務課長	<p>議案第2号、令和2年度末及び令和3年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動について説明します。</p> <p>高石市教育委員会通則第2条第2項の規定に基づき、令和2年度末及び令和3年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校その他教育機関の職員の人事異動については、教育長をして臨時代理するものです。</p>
西中委員	<p>臨時代理することに異論はないんですが、今、教員の採用において、志望する学生が少ないことで、質の低下ということが言われているわけですが、この人事の特に新採については、府教委の管轄ではあると思うんですが、やっぱり優秀な先生方が高石市に来ていただきたいと思うわけですが、どうなんですか、府のほうからの割り当てになるわけですか。</p>
学校教育課長	<p>新規採用の教職員、人事異動については、すべて大阪府教育庁が行っていますので、こちらとしては、大阪府教育庁から割り当てられた人材を育てていくという形になります</p>
西中委員	<p>すべて府のほうから割り当てで決まるわけですね。</p>
教育部長	<p>原則、府からの割り当てとなります。</p>
採決	可決

・報告第1号 令和2年度第1回社会教育委員会議の報告について

<p>社会教育課長</p>	<p>報告第1号、社会教育委員会議について報告します。</p> <p>本報告は、高石市社会教育委員会議規則第12条に基づき報告するものであり、昨年12月23日に開催しました第1回社会教育委員会議の会議録です。内容としては、報告事項として1件、協議事項として1件となっています。</p> <p>なお、会議録の要約については、11ページから13ページに記載のとおりです。</p> <p>主な内容について、簡単に説明します。</p> <p>まず、報告事項として、令和2年度社会教育主要事業について報告しました。この報告についての質問は、コロナ関係のことが多くありました。まず、プール事業について、コロナ禍での開設ということで、本市としても、万全の対策を取るため、プールの開放時間や入場制限を行って開放しました。具体的には、中央プールは午前の部と午後の2部制にし、定員50名で実施しました。学校開放によるプールについても、1時から2時15分、2時半から3時45分といった形で2部制にし、1部については小学校3年生以下、2部については小学校4年生以上という形で開放しました。</p> <p>次に、12ページの体育大会の代替事業として、健幸ウォーキングを開催しました。初めての事業ではありましたが、結果として517名という想像以上の参加があり、好評だったところです。</p> <p>次に、協議事項ですけど、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてを協議しました。当委員会の委員は、それぞれ各種団体の代表の方々ですので、こういった対策を講じているのかというところを議論した結論としまして、13ページに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、厳しい状況にはあるけれども、各団体でどうすればできるかを考え、できるならば活動を止めることなく前向きに行動すると結論づいたところです。</p>
<p>西中委員</p>	<p>ちょっとお尋ねしたいんですが、今、最後に言われた、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下でも、どうやったらやれるかという基本的な考え方でやっていくということなんですが、令和2年度社会教育関係の行事はすべてこういう形でやられたわけですか。何かやめられた行事はあるんですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>体育大会については、代替事業を行いましたけど、それ以外の事業は、基本的には実施しています。例えば、文化祭も実施しましたし、成人式も3部に分けて実施しました。基本的には、検温やマスクの着用等、感染対策を講じた上で、実施していくスタンスで臨んでいます。</p>
<p>西中委員</p>	<p>令和2年度社会教育関係の諸行事は、コロナ禍の状況の中でも、形を変えてでも全部開催したということなんですが、開催していない行事はあるんですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>体育大会以外では基本的に内容の縮小であるとかはやりませんでしたけれども、基本的には開催しています。</p>
<p>西中委員</p>	<p>体育大会は、これに替えて健幸ウォーキングを開催したことは、非常によかったということになるわけですね。すべて、コロナ禍であるけれども、所期の目的を達成して非常に成果を上げたかと理解したらいいわけなんですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>いずれの事業も十分成果が上がったものと考えています。参加者の方からやって良かったといった声を多数いただいています。</p>
<p>木寄教育長</p>	<p>承認する。</p>

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、15ページ記載の社会教育課2件の報告をするものです。
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和3年1月20日から令和3年2月9日までの当教育委員会関係諸行事について、各課より報告。
木寄教育長	承認する。